

議第12号

令和6年度京都市水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 令和6年度京都市水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
年間総給水量		173,773,000 <sup>m<sup>3</sup></sup>	
1日最大給水量		509,000	
1日平均給水量		476,000	
期首使用者数		802,800 <sup>件</sup>	
期末使用者数		808,800	
増加見込数		6,000	
主要な建設改良事業		千円	
水道整備事業		20,000,000	
水道管路の改築更新・地震対策		14,200,000	老朽化した配水管の更新等
水道施設の改築更新・地震対策		5,800,000	浄水場施設の改築更新及び地震対策

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	35,478,000千円
第1項 営業収益	31,498,095千円
第2項 営業外収益	3,396,598千円
第3項 特別利益	583,307千円

## 支 出

第1款 水道事業費用	31,361,000千円
第1項 営業費用	27,793,920千円
第2項 営業外費用	3,567,080千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,738,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,689,421千円、当年度利益剰余金処分額2,049,319千円、損益勘定留保資金等14,999,260千円で補填するものとする。）。

## 収 入

第1款 資本的収入	17,262,000千円
第1項 企業債	14,740,000千円
第2項 出資金	372,500千円
第3項 国庫補助金	1,216,000千円
第4項 工事負担金	425,276千円
第5項 加入金	442,568千円
第6項 寄附金	58,952千円
第7項 その他資本的収入	6,704千円

## 支 出

第1款 資本的支出	36,000,000千円
第1項 建設改良費	21,207,856千円
第2項 企業債償還金	14,024,574千円
第3項 投資	591,254千円
第4項 その他資本的支出	176,316千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のと

おりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水 道 整 備 事 業	令和 6 年度から令和12年度 まで	千円 14,054,000
諸 施 設 整 備	令和 6 年度及び令和 7 年度	140,000
建 物 リ ー ス	令和 6 年度から令和11年度 まで	17,000
諸 施 設 修 繕	令和 6 年度及び令和 7 年度	200,000
施 設 運 転 管 理 等 業 務	令和 6 年度から令和13年度 まで	687,000
粉 末 活 性 炭 購 入	令和 6 年度及び令和 7 年度	70,000

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
水 道 建 設 改 良 費	千円 9,700,000	証 券 発 行 (他の地方 公共団体と の共同発行 を含む。)又 は消費貸 借の方法に よる。	% 8.0以内 ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金及び地 方公共団 体金融機 構資金に ついては、 利率の見 直しを後 行つた後 において は、当該 見直し後 の利率	起債の日から据 置期間を含め40 年以内に、元金 均等その他の方 法により償還す る。ただし、財 政の都合その他 によっては、繰 上償還をするこ とができる。
計	9,700,000			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち2,049,319千円は、次のとおり処分するものと定める。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| (1) 建設改良積立金 | 1,465,274千円 |
| (2) 基金造成積立金 | 584,045千円   |

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、650,000千円と定める。

令和6年3月1日提出

京都市長 松井孝治